

指定給水装置工事事業者のみなさまへ指定更新のお知らせ

2019年10月1日より指定給水装置工事事業者は、5年ごとの更新が必要となります。

水道法の一部が改正されたことに伴い、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水工事事業者様におかれましては、有効期限内での更新手続きが必要になります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認のうえ、期間内での手続きをお願いいたします。

1. 有効期間及び更新の受付期間

(初回の更新手続きにつきましては、営業課より文書にて案内いたします。)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	改正法施行日の前日から1年： <u>2020年9月29日まで</u>
H11.4.1～H15.3.31	2年： <u>2021年9月29日まで</u>
H15.4.1～H19.3.31	3年： <u>2022年9月29日まで</u>
H19.4.1～H25.3.31	4年： <u>2023年9月29日まで</u>
H25.4.1～R元.9.30	5年： <u>2024年9月29日まで</u>

2. 更新時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条2を準用）

- (1) 様式第一号（新規指定時の申請書と同様）
- (2) 様式第二号（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (5) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）
※ 上記様式はHPに掲載中。

3. うるま市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

- (1) 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- (2) 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- (3) 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4. 更新にかかる事務手続き手数料（うるま市水道給水条例第27条による）

■ 13,000円

◇更新申請についてのお問い合わせは
うるま市水道部 営業課
給水係 TEL 098-975-0306 FAX 098-973-6783
Eメール：eigy@city.uruma.lg.jp